

平成29年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 公の施設に係る使用料の減免について
- 3 監査対象 市民文化部市民生活課（楠交流会館使用料）
- 4 監査実施期間 平成30年2月2日
- 5 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【市民生活課（楠交流会館使用料）】

<p>(1) 減免に係る事務手続について ア 申請者から提出された減免申請書に減免を必要とする理由が記載されていない事例が見受けられた。規則の規定に従い減免申請書に必要事項が記載されていることを受領時に十分確認し、不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 2月 2日 減免申請書の受領時に、減免を必要とする理由等の必要事項が記載されていることの確認を徹底するよう、職員会議において周知した。</p>
---	--

平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 公の施設に係る使用料の減免について
- 3 監査対象 市民文化部市民生活課
- 4 監査実施期間 平成30年2月2日
- 5 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【市民生活課（楠交流会館使用料）】

<p>共通（2）減免に係る事務手続について 減免決定に係る起案文書において、減免する使用料の額、減免事由（減免の根拠となる規定や基準などを含む。）などを明瞭に記載し、その決定過程を明確にしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 2月 2日 減免決定に係る起案文書において、減免する使用料の額及び減免に係る根拠規定を記載し、決定過程を明確にするよう、職員会議において周知した。</p>
<p>（1）減免基準の規定内容について 減免基準において、減免の対象となる事由の定めはあるが、減免をする割合が定められていなかった。減免をする割合についても定め、減免基準を明確なものとする。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年10月 1日 減免対象と減免割合について改めて検討したが、現行規則において規定されている事項以外に減免対象はなく、減免割合は引き続き10割とすることとし、基準として定めた。</p>

【市民生活課（橋北交流施設使用料）】

<p>共通（1）減免基準の整備について 減免基準が整備されていない事例が見受けられた。恣意的判断を防止し、減免処理の公正を確保するため、過去の減免事例における減免事由を勘案のうえ、誰が、どのような目的又は用法で利用するときに、どのような範囲で、減免するかについて、できる限り具体的に定めた減免基準を整備すること。併せて、減免処理に係る手続についても要綱等により定め、明確なものとしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年10月 1日 当施設は平成29年度に開館したところであり、事例の蓄積が少ないため、減免基準が整備されていない。施設の利用状況や市民のニーズ等の把握に努め、他の施設の状況も調査して、減免対象や減免割合について検討し、平成31年度中を目途にできる限り具体的な基準の整備を図っていく。</p>
	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 当施設は、市民の地域社会づくり及びまちづくり活動を行う団体等に会合等の場を提供することを目的として設置した。 当施設が開館して以降、使用料を減免した事例は、市が主催したオープニングイベントのみであるため、当施設の使用に係る使用料の減免対象及び減免割合については、市が主催し、橋北交流会館全館を挙げて行うイベント等においてのみ使用料を免除とする減免基準を定めた。</p>

平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 公の施設に係る使用料の減免について
- 3 監査対象 市民文化部文化振興課（三浜文化会館使用料）
- 4 監査実施期間 平成30年2月2日
- 5 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【文化振興課】

<p>共通（1）減免基準の整備について 減免基準が整備されていない事例が見受けられた。恣意的判断を防止し、減免処理の公正を確保するため、過去の減免事例における減免事由を勘案のうえ、誰が、どのような目的又は用法で利用するとき、どのような範囲で、減免するかについて、できる限り具体的に定めた減免基準を整備すること。併せて、減免処理に係る手続についても要綱等により定め、明確なものとしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年10月 1日 使用料について、文化会館の取扱いに準じて原則として減免を行わず、例外的に、過去からの経緯を考慮して、本会館の前身である旧三浜小学校を学校開放で使用していた塩浜地区の青少年が所属する6団体について減免すると判断してきた。このような経緯を知らない職員でも公正に判断できるよう、これまでに減免処分をした事例の減免事由を整理し減免基準を定めるとともに、手続についてもより明確になるよう使用料減免の取扱いに関する「三浜文化会館使用料減免に関する要領」を作成した。</p>
<p>共通（2）減免に係る事務手続について 減免決定に係る起案文書において、減免する使用料の額、減免事由（減免の根拠となる規定や基準などを含む。）などを明瞭に記載し、その決定過程を明確にしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年10月 1日 減免決定に係る起案文書には、減免する使用料の額と減免事由を明瞭に記載することを徹底した。</p>

<p>(1) 減免基準の整備について</p> <p>三浜文化会館においては、文化会館における取扱いに準じて原則として使用料の減免は行わない方針としており、そのため減免基準を設けていない。使用料を減免することが市民の芸術文化活動のより一層の推進に資する場合はないか、他の文化施設の状況を調査のうえ、現在の方針の妥当性について検討すること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日</p> <p>本会館においては、前身である旧三浜小学校を学校開放で使用していた団体で一定の条件を満たすものを除いては使用料の減免は行っていない。使用料の減免により市民の芸術文化活動のより一層の推進を図ることができないか調査するため、中核市の文化施設24施設を対象に調査を行ったところ、12施設において障がい者が半数以上の団体が使用するときには使用料を減免する事例があった（駐車場のみ減免は2施設）。本会館においても障がい者が利用する場合に使用料の減免ができないか研究するとともに、このほかにも芸術文化活動の推進に資する減免の取組事例がないか引き続き調査していきたい。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成31年 3月31日</p> <p>本会館においては、前身である旧三浜小学校を学校開放で使用していた団体で一定の条件を満たすものを除いては使用料の減免は行っていない。使用料の減免により市民の芸術文化活動のより一層の推進を図ることができないか調査するため、中核市の文化施設24施設を対象に調査を行ったところ、12施設において障害者が半数以上の団体が使用するときには使用料を減免する事例があった（駐車場のみ減免は2施設）。また、その後の調査の結果、小中学生を対象にした減免事例が何件か見受けられたほかは、芸術文化活動の推進に資する減免の取組事例は、見受けられなかった。本会館においては、平成30年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に併せて、障害者が利用する場合に使用料の減免ができないか引き続き研究するとともに、小中学生等子供の文化芸術活動の推進につながる減免の取組事例について研究を深めていきたい。</p>

平成29年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|--------------------------|
| 1 | 監査の種類 | 行政事務の執行についての監査（行政監査） |
| 2 | 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について |
| 3 | 監査対象 | 健康福祉部障害福祉課（障害者福祉センター使用料） |
| 4 | 監査実施期間 | 平成30年2月2日 |
| 5 | 監査結果報告 | 平成30年3月30日 |

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【障害福祉課】

<p>（1）減免に係る事務手続について ウ 専決者の指示を受けて担当者が減免処理を行った場合において、減免処理後に専決者へなされたその内容の報告について決裁処理がなされていない事例が見受けられた。事務専決規程の規定に基づき決裁処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 使用料の減額申請に係る事務処理について、申請受付窓口である障害者福祉センター内において迅速に処理を行うため事前に専決者の指示を受けて担当者が減免処理を行い処理後に専決者へ報告する方法としていた。しかし、事務処理の正確性の確保の観点から見直しを行い、専決者による決裁処理をもって減免処理を行う方法に改めた。</p>
---	---

平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|--------------------------|
| 1 監査の種類 | 行政事務の執行についての監査（行政監査） |
| 2 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について |
| 3 監査対象 | 健康福祉部障害福祉課（障害者福祉センター使用料） |
| 4 監査実施期間 | 平成30年2月2日 |
| 5 監査結果報告 | 平成30年3月30日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【障害福祉課】

<p>共通（1）減免基準の整備について 減免基準が整備されていない事例が見受けられた。恣意的判断を防止し、減免処理の公正を確保するため、過去の減免事例における減免事由を勘案のうえ、誰が、どのような目的又は用法で利用するとき、どのような範囲で、減免するかについて、できる限り具体的に定めた減免基準を整備すること。併せて、減免処理に係る手続についても要綱等により定め、明確なものとしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 四日市市障害者福祉センター条例第9条の規定に基づく使用料減額の対象者について、サービス利用契約にかかる重要事項説明書に記載していたが、それを基準として設定した。 また、減免処理に係る手続については、使用料減額申請書様式や申請方法を整備し、明確にした。</p>
---	--

平成29年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 公の施設に係る使用料の減免について
- 3 監査対象 健康福祉部健康づくり課（三重北勢健康増進センター使用料）
- 4 監査実施期間 平成30年2月2日
- 5 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【健康づくり課】

<p>(1) 減免に係る事務手続について ウ 専決者の指示を受けて担当者が減免処理を行った場合において、減免処理後に専決者へなされたその内容の報告について決裁処理がなされていない事例が見受けられた。事務専決規程の規定に基づき決裁処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 減免処理後の内容の報告については、専決者への決裁処理を行うことを徹底した。</p>
--	--

平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 公の施設に係る使用料の減免について
- 3 監査対象 健康福祉部健康づくり課（三重北勢健康増進センター使用料）
- 4 監査実施期間 平成30年2月2日
- 5 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【健康づくり課】

<p>共通（2）減免に係る事務手続について 減免決定に係る起案文書において、減免する使用料の額、減免事由（減免の根拠となる規定や基準などを含む。）などを明瞭に記載し、その決定過程を明確にしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 減免に係る起案文書において、減免する事由や額等を明示し決定過程を明確にした。</p>
<p>（1）使用料の額の算定について 身体障害者手帳等所持者及びその介助者に係る使用料は、減免基準の定めに従い減免処理を行っている。減免処理に係る事務の効率化を図るため、これらの者に係る使用料をその他の使用者に係る使用料と区分して、その額を定めることができないか研究すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年10月 1日 身体障害者手帳等所持者及びその介助者に係る使用料の区分については、減免処理に係る事務の効率化を図るため、他の施設の対応も参考とし検討している。</p> <p>【措置済】 平成31年 3月31日 規則改正を行い、減免申請手続を申請書の提出から身体障害者手帳等の提示へ簡便化し、当該者の負担を軽減するとともに、減免処理に係る事務の効率化を図った。減免処理に係る事務の効率化のための身体障害者手帳等所持者及びその介助者に係る使用料の区分については今後も他の施設の対応を研究するものとする。</p>
<p>（2）減免基準の規定内容について 身体障害者手帳等所持者に係る使用料は、その障害の種類及び程度に関係なく一律に5割減額することが定められている。障害の種類及び程度によって異なる減額割合とする必要がないか研究すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 障害の種類等による減免割合については、障害者減免を行うことも未来課、観光シティプロモーション課、スポーツ課、博物館の施設において、本課と同様の減免割合であり、当面は現状の減免割合とする。</p>

平成29年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 監査の種類 | 行政事務の執行についての監査（行政監査） |
| 2 | 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について |
| 3 | 監査対象 | 商工農水部商工課（すわ公園交流館利用料金） |
| 4 | 監査実施期間 | 平成30年2月2日 |
| 5 | 監査結果報告 | 平成30年3月30日 |

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【商工課】

<p>(1) 減免に係る事務手続について ア 申請者から提出された減免申請書に減免を必要とする理由が記載されていない事例が見受けられた。規則の規定に従い減免申請書に必要事項が記載されていることを受領時に十分確認し、不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 5日 指定管理者に対し規則の規定に則り減免申請書に必要事項が記載されていることを受領時に確認することを改めて指導徹底するとともに、事務手続きの手引きにもそのことを明記することにより事務処理精度の向上を図った。</p>
---	--

平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 監査の種類 | 行政事務の執行についての監査（行政監査） |
| 2 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について |
| 3 監査対象 | 商工農水部商工課（すわ公園交流館利用料金） |
| 4 監査実施期間 | 平成30年2月2日 |
| 5 監査結果報告 | 平成30年3月30日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【商工課】

<p>(1) 減免基準の規定内容について すわ公園交流館においては、当該施設の「設置目的に資するとして市長が認めた場合」を減額事由として規則に定め、当該事由に該当する場合として具体的に「中心市街地の自治会が交流の場として使用する場合」を挙げている。当該施設は、「中心市街地に住む人」だけでなく「中心市街地に来る人」の憩い・交流・自己実現の場として活用されることもその設置目的としている。このような目的を踏まえ、当該減額事由から「中心市街地の」という要件を削除し、中心市街地以外の自治会が交流の場として使用する場合であっても減額の対象とすることができないか検討すること。</p> <p>【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 5日 すわ公園交流館は中心市街地に来る人の交流の場として活用されることもその目的としていることを踏まえ、規則に減額事由として規定されている「設置目的に資するとして市長が認めた場合」に該当する事由に、中心市街地の自治会だけでなく市内の自治会が交流の場として使用する場合も含まれるものとした。この場合における減額割合を5割と定め、平成30年4月からこの基準に基づいて利用料金の減額に係る事務処理を行うよう指定管理者に指示した。</p>
--	---

平成29年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 監査の種類 | 行政事務の執行についての監査（行政監査） |
| 2 | 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について |
| 3 | 監査対象 | 都市整備部市街地整備・公園課（公園使用料） |
| 4 | 監査実施期間 | 平成30年2月2日 |
| 5 | 監査結果報告 | 平成30年3月30日 |

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【市街地整備・公園課】

<p>(1) 減免に係る事務手続について イ 規則において、使用料の減免を受けようとする者は申請書の提出により申請しなければならないと規定されているにもかかわらず、申請書を徴取していなかった。規則の規定に従い申請書を徴取すること。</p>	<p>【措置済】 平成30年 6月29日 使用料の減免に係る申請を受け付けるときには、規則に従い、申請者から申請書を徴取することとした。</p>
---	--

平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 監査の種類 | 行政事務の執行についての監査（行政監査） |
| 2 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について |
| 3 監査対象 | 都市整備部市街地整備・公園課（公園使用料） |
| 4 監査実施期間 | 平成30年2月2日 |
| 5 監査結果報告 | 平成30年3月30日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【市街地整備・公園課】

<p>共通（2）減免に係る事務手続について 減免決定に係る起案文書において、減免する使用料の額、減免事由（減免の根拠となる規定や基準などを含む。）などを明瞭に記載し、その決定過程を明確にしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 2月 2日 事前調査終了後、減免する使用料の算定式及び金額、減免事由に該当する旨を起案文書に明瞭に記載するよう起案者に周知するとともに、上位職の者が回議段階で確認することを徹底した。</p>
<p>（1）減免基準の規定内容について 減免基準において、減免の対象となる者が誰なのか、どのような目的又は用法で利用したときに減免になるのか、不明確でわかりづらい部分がある。改めてその内容を見直し、実態に即した明確でわかりやすい減免基準とすること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年10月 1日 現行の公園使用料減免に係る運用基準では、公園の利用者及び使用態様に応じて免除又は5割減額と定めているが、どの基準に該当するか不明確な場合があるため、類似した内容のものを一つにまとめるなど、分かりやすい基準に改めるよう、検討を行っている。</p>
	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 公園使用料減免に係る運用基準について、減免の対象者や利用目的又は用法において類似したものがあつたため、減免の実態を踏まえたうえで、それらを一つにまとめるなどして、分かりやすい内容に改めた。</p>

平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 監査の種類 | 行政事務の執行についての監査（行政監査） |
| 2 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について |
| 3 監査対象 | 市立四日市病院施設課（市立四日市病院駐車場使用料） |
| 4 監査実施期間 | 平成30年2月2日 |
| 5 監査結果報告 | 平成30年3月30日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【施設課】

<p>共通（1）減免基準の整備について 減免基準が整備されていない事例が見受けられた。恣意的判断を防止し、減免処理の公正を確保するため、過去の減免事例における減免事由を勘案のうえ、誰が、どのような目的又は用法で利用するとき、どのような範囲で、減免するかについて、できる限り具体的に定めた減免基準を整備すること。併せて、減免処理に係る手続についても要綱等により定め、明確なものとしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 2月 1日 普通駐車場使用料については、「市立四日市病院外来駐車場の使用料にかかる減免基準」で料金免除できる者、免除期間及び免除手続きを、新たに制定することにより、減免基準を明確なものとし、患者、医療関係者に対して書面で交付するなどとして周知している。</p>
---	---

平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 監査の種類 | 行政事務の執行についての監査（行政監査） |
| 2 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について |
| 3 監査対象 | 教育委員会スポーツ課（垂坂ソフトボール場利用料金） |
| 4 監査実施期間 | 平成30年2月2日 |
| 5 監査結果報告 | 平成30年3月30日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【スポーツ課】

<p>共通（1）減免基準の整備について 減免基準が整備されていない事例が見受けられた。恣意的判断を防止し、減免処理の公正を確保するため、過去の減免事例における減免事由を勘案のうえ、誰が、どのような目的又は用法で利用するとき、どのような範囲で、減免するかについて、できる限り具体的に定めた減免基準を整備すること。併せて、減免処理に係る手続についても要綱等により定め、明確なものとしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 当該運動施設における減免の事務手続きについての要領を作成した。また、減免基準について、利用形態や利用者の境遇などを総合的に判断し、減免の可否について個別に対応してきたが、これまでの事例における減免事由を整理し、要領において「地元自治会がスポーツを通じた地域コミュニティづくりやスポーツ振興のために利用する場合」を減免の可否の基準とし明確なものとした。</p>
---	--

平成29年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 公の施設に係る使用料の減免について
- 3 監査対象 教育委員会博物館（博物館使用料）
- 4 監査実施期間 平成30年2月2日
- 5 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【博物館】

（1）減免に係る事務手続について
ウ 専決者の指示を受けて担当者が減免処理を行った場合において、減免処理後に専決者へなされたその内容の報告について決裁処理がなされていない事例が見受けられた。事務専決規程の規定に基づき決裁処理を行うこと。

【措置済】 平成30年 4月 1日
減免処理が発生した場合は、減免処理後にその内容の報告について決裁処理を行うよう事務手続を改めた。

平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 公の施設に係る使用料の減免について
- 3 監査対象 教育委員会博物館（博物館使用料）
- 4 監査実施期間 平成30年2月2日
- 5 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【博物館】

<p>共通（1）減免基準の整備について 減免基準が整備されていない事例が見受けられた。恣意的判断を防止し、減免処理の公正を確保するため、過去の減免事例における減免事由を勘案のうえ、誰が、どのような目的又は用法で利用するとき、どのような範囲で、減免するかについて、できる限り具体的に定めた減免基準を整備すること。併せて、減免処理に係る手続についても要綱等により定め、明確なものとしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 減免基準が未整備だった特別展示室等の使用料について、過去の事例を踏まえ減免基準を定め、「減免の取扱いに関する内規（運用基準）」に追加した。また、減免申請に係る手続についても、この内規に明記した。</p>
<p>共通（2）減免に係る事務手続について 減免決定に係る起案文書において、減免する使用料の額、減免事由（減免の根拠となる規定や基準などを含む。）などを明瞭に記載し、その決定過程を明確にしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月29日 減免決定に係る起案文書において、減免する使用料の額、減免事由などを明瞭に記載するように事務手続を改め、そのことを職員に周知した。</p>
<p>（1）観覧料の額の算定について 心身障害者の介添者に係る観覧料は、減免基準の定めに従い減免処理を行っている。減免処理に係る事務の効率化を図るため、これらの者に係る観覧料をその他の者に係る観覧料と区分して、その額を定めることができないか研究すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年10月 1日 心身障害者の介添者に係る観覧料については、類似施設の状況などの調査を行い検討を進めている。</p> <p>【継続努力】 平成31年 3月31日 心身障害者の介添者に係る観覧料については、類似施設の状況などの調査に一定の傾向がみられないため、調査の幅を広げて、今後も引き続き状況の把握に努め、条例・施行規則・内規等の見直しの可否について検討を進めていく。</p>
<p>（2）減免基準の規定内容について 減免基準において、学校が教育の一環としてプラネタリウムや特別展示をその児童、生徒に観覧させるときにはその観覧料を減免することが定められている。ここにいう「学校」に外国人学校が含まれるかなど、減免の対象となる教育施設について改めて整理して明らかにしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 減免対象とする教育施設について、今までの取扱いも踏まえて整理した結果、児童福祉法に規定する保育所等及び学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、各種学校（ここに外国人学校は含まれる。）等に該当する施設とし、「減免の取扱いに関する内規（運用基準）」に明記した。</p>